

目的と事業内容：学校の生徒指導における喫緊の課題に対し、スクールサポートチームを派遣して支援し、問題の早期解決を図る。  
学校だけでは解決が困難な事象について弁護士が法的な見解から学校を支援するスクールロイヤー制度を実施する。

## 早期解決

### (新規) スクールロイヤー制度

スクールロイヤー（弁護士）が法的根拠等をもとに、対応について学校にアドバイス及び、ケースに応じて保護者に直接対応

- 弁護士を学校に派遣
- 面談及び電話、FAX、メールによる助言



相談

助言

直接対応

- いじめ
- 対応困難な要求
- 法的な判断が必要なケース など

### スクールサポートチーム

【構成】学校危機管理アドバイザー（元校長や元警察官）、指導主事、生徒指導サポートスタッフ（学生・地域人材等）

【内容】学校だけで解決が困難な事象に対して、チームとして学校に派遣し、指導体制を見直し、教員の指導をサポート、子どもに対する働きかけ等、直接対応を行う。

直接対応



- 学校の荒れにつながる課題
- 緊急の課題 など

### SATケース会議

【構成】大学教授、弁護士、臨床心理士、スクールソーシャルワーカー、学校危機管理アドバイザー、堺少年サポートセンター、堺市子ども相談所、教育委員会指導主事等

【内容】学校の荒れに対する指導体制や指導方法について助言を行う。

助言



学校

学校だけでは解決が困難な事象